

「米国及び EU における内分泌かく乱物質の規制動向」-9 月分

2020/9 JFE テクノリサーチ

1. 9 月の情報

1-1. 米国における内分泌かく乱物質の規制動向

1-1-1. カリフォルニア州議会、化粧品等への PFAS 等化学物質の使用を禁止する法案を可決

2020 年 8 月 30 日、カリフォルニア州議会は下院法案 AB 2762 (通称「有害物質フリー化粧品法 (Toxic-Free Cosmetics Act) 」) を賛成大多数で可決した (下院: 賛成 74、無投票 5; 上院: 賛成 39、無投票 1)。9 月 11 日にギャビン・ニューサム州知事 (Gavin Newsom: 民主党) に提出され、9 月 23 日現在、同知事の署名待ちである。

7 月号で既報の通り、この法案は、米国外で既に禁止されているものを含む 12 種の有害物質を用いた化粧品やパーソナルケア製品を、2025 年 1 月 1 日以降、カリフォルニア州内で製造・販売・運搬・所持等することを禁止するものである。禁止される 12 種の有害物質は 7 月号記載内容¹より変更はない。なお 7 月号では記載しなかったが、本法律では、EU 法律において化粧品への意図的な添加が禁止されている成分と一致する成分の意図的添加の禁止も明記されている。

環境団体 Environmental Working Group (EWG) のプレジデント Ken Cook 氏は、本件を報じた同団体のブログ記事にコメントを寄せ、「この法案が施行されると、カリフォルニア州はパーソナルケア製品の成分を禁止した最初の州となり、米国の化粧品規制に関する歴史の中で画期的な出来事となる」と述べた。同氏によれば、本法案は EWG のような環境団体だけでなく、Personal Care Products Council といった業界団体の支持も得ている。同記事によれば、米国ではこれまでパーソナルケア製品に含まれる有害物質から一般消費者を守るための取り組みがほとんど行われてこなかった。EWG は、この理由を、米国連邦議会が 80 年以上にわたり、食品医薬品局 (FDA) の化粧品に関する権限の範囲を無視し、化粧品の安全性を確保する能力を制限してきたためであるとしている。一方、EU は、化粧品やパーソナルケア製品の成分として使用するのに懸念がある化学物質を特定するための詳細な調査を行ってきており、化学物質の規制に関する知見が豊富にある、と EWG は分析している。

California Legislative Information カリフォルニア州法案情報:

http://leginfo.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201920200AB2762

EWG のブログ記事「California Legislature Sends Landmark Toxic-Free Cosmetics Act to Gov. Newsom (2020 年 8 月 31 日)」: <https://www.ewg.org/release/california-legislature-sends-landmark-toxic-free-cosmetics-act-gov-newsom>

1-1-2. NRDC、飲用水の過塩素酸塩に基準値を設定することを求め EPA を提訴

2020 年 9 月 3 日、環境団体の自然資源防衛協議会 (NRDC) は、米連邦環境保護庁 (EPA) を相手に訴訟を起こし、EPA が以前の決定を覆し、飲用水に含まれる有害化学物質である過塩素酸塩 (perchlorate) に基準値を設定することを拒否したことに異議を唱えた。コロンビア特別区連邦控訴裁判所 (U.S. Court of Appeals for the D.C. Circuit) に提出されたこの訴訟は有害な過塩素酸塩が水道水に入ることを無制限に許容する EPA の決定 (2020 年 7 月 21 日発表) を破棄することを求めている。

NRDC によれば、有害な過塩素酸塩が何百万人も米国市民が飲用する水道水に含まれており、子供、特に胎児や乳児の発育中の脳に害を及ぼす可能性があることを、以前は EPA も認めていた。過塩

¹ 1. フタル酸ジブチル、2. フタル酸ジエチルヘキシル、3. ホルムアルデヒド、4. パラホルムアルデヒド、5. メチレングリコール、6. クオタニウム-15、7. 水銀、8. イソブチルパラベン、9. イソプロピルパラベン、10. m-フェニレンジアミンおよびその塩、11. o-フェニレンジアミンおよびその塩、12. 以下 A~M の長鎖パーおよびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) およびその塩: (A) パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) (ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸)、(B) パーフルオロオクタンスルホン酸カリウム (ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸カリウム)、(C) パーフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアミン、(D) パーフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム (ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸アンモニウム)、(E) パーフルオロオクタンスルホン酸リチウム (ヘプタデカフルオロオクタンスルホン酸リチウム)、(F) パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、(G) ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム、(H) ノナデカフルオロデカン酸、(I) ノナデカフルオロデカン酸アンモニウム、(J) ノナデカフルオロデカン酸ナトリウム、(K) パーフルオロノナン酸、(L) ヘプタデカフルオロノナン酸ナトリウム、(M) パーフルオロノナン酸アンモニウム

素酸塩はロケット燃料、弾薬、花火の成分として使用されており、国防総省や契約業者の施設で汚染が頻繁に起きている。これまで、少なくとも 26 州の飲用水と 1,600 万人が利用する飲用水で過塩素酸塩が検出されている。

過去には、EPA による基準値の設定に時間を要していたため、カリフォルニア州やマサチューセッツ州などは先立って独自の基準値を設定していた。これを受けて連邦レベルでも、過塩素酸塩には広範囲にわたる汚染、甲状腺への影響、子供の脳の発達への影響などを示唆する研究結果があったことを根拠に、EPA は 2011 年 2 月に飲用水に含まれる過塩素酸塩に基準値を設ける必要があると判断していた。2019 年 6 月には規制案も発表している²。しかしながら、EPA は 2020 年 7 月に基準値を設けないという決定を下した。また、以前に NRDC は EPA をニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提訴し、EPA に飲料水安全法 (Safe Drinking Water Act) を遵守し、過塩素酸塩の基準値を設定するよう強く求めていた。裁判所が承認した同意判決では、EPA は 2020 年 6 月までに飲料水の過塩素酸塩の基準値を設定することになっていた。NRDC は同裁判所に申し立て申請をし、同意判決で明確に要求されているように、EPA に過塩素酸塩の基準値を設定させることを求めている。

これに対し EPA は、これまでの同庁の過塩素酸塩に対する見解を、飲料水安全法に照らして改めて再評価したところ、過塩素酸塩は規制対象の基準を満たさないとの結論に至ったと説明している。同物質を規制しても、米国市民の健康を守るための大きな効果は得られないという。2020 年 7 月の発表によれば、2019 年時点で検討された最も厳しい基準値 (18 ppb) を当てはめても、今すぐ是正措置をとらなければならない水道システムは全米各地で 15 か所未満 (全体の 0.03%) であり、過塩素酸塩は検出頻度／濃度共に公共衛生リスクとは言えないという (これら水道システムの利用者数を EPA は 62 万人程度と推定している)。

EPA は 2002 年には水道水の安全レベルは 1ppb 程度を基準用量 (reference dose、安全レベル) として設定した。その後、全米科学アカデミーによる見直しを経て、EPA は 2008 年に過塩素酸塩の新たな健康勧告の基準値として 15ppb に設定した。更にその後の 2019 年 6 月には、飲料水内の過塩素酸塩を規制する場合に可能な基準値として、EPA は 56ppb を提案している。2020 年の 7 月の発表では、これらの基準値を 2019 年の規制提案も含めて全て否定している³。なお、マサチューセッツ州では 2ppb の基準値を設定し、カリフォルニア州では 6ppb の基準値を設定した。また、最近ではカリフォルニア州の公衆衛生局は、過塩素酸塩の目標値を 1ppb とし、基準値を引き下げること検討している。

NRDC ブログ記事「NRDC Sues to Protect Kids from Perchlorate in Tap Water」:
<https://www.nrdc.org/experts/erik-d-olson/nrdc-sues-protect-kids-perchlorate-tap-water>

政治紙 The Hill の記事「EPA sued over decision not to regulate chemical linked to fetal brain damage」:
<https://thehill.com/policy/energy-environment/515048-epa-sued-over-decision-not-to-regulate-chemical-linked-to-fetal>

米国連邦公報「Drinking Water: Final Action on Perchlorate (EPA による過塩素酸塩の基準値設定の取り下げについて、2020 年 7 月 21 日)」:
<https://www.federalregister.gov/documents/2020/07/21/2020-13462/drinking-water-final-action-on-perchlorate>

この決定に至るまでの経緯資料は以下ドケットより閲覧可能 (EPA-HQ-OW-2009-0297) :
<https://beta.regulations.gov/docket/EPA-HQ-OW-2009-0297>

² <https://www.federalregister.gov/documents/2019/06/26/2019-12773/national-primary-drinking-water-regulations-perchlorate>; EPA プレスリリース: <https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-comment-proposed-options-regulating-perchlorate-drinking-water>

³ NRDC は、上記のこれまでの経緯には、時の政権 (特に国防総省) と産業界の介入が大きく影響していると主張している。参照: 「White House and Pentagon Bias National Academy Perchlorate Report (2005 年 1 月 10 日)」
<https://www.nrdc.org/resources/white-house-and-pentagon-bias-national-academy-perchlorate-report>

EPA ウェブサイト: <https://www.epa.gov/sdwa/perchlorate-drinking-water>

マサチューセッツ州政府ウェブサイト: <https://www.mass.gov/lists/perchlorate-background-information-and-standards>

カリフォルニア州政府ウェブサイト:
https://www.waterboards.ca.gov/drinking_water/certlic/drinkingwater/Perchlorate.html

1-2. 米国における内分泌かく乱物質の安全性動向

1-2-1. ブロモプロパンの最終リスク評価が完了

EPA は、有害物質規制法 (TSCA) に基づく 1-ブロモプロパン (1-BP; 臭化 n-プロピル) の最終的なリスク評価を完了した。EPA は、蒸気脱脂、ドライクリーニング、スポットクリーナー、しみ抜き剤、接着剤、シーラント、カーケア用品の溶剤など、25 種の使用条件で 1-ブロモプロパンの安全性の評価を行なった。

1-ブロモプロパンのリスク評価には、どのような使用条件が健康または環境にリスクをもたらすかについて、科学的データの十分な検討に基づいた EPA の最終決定が含まれている。EPA は、最終リスク評価を作成するために、広範囲におよぶ文献調査を行ない、モデル化およびリスク評価活動を実施し、多くの情報源から毒性、暴露、危険性に関する情報を収集した。

1-ブロモプロパンは、環境には不合理な (unreasonable) リスクはなく、人には 25 の使用条件のうち、16 でリスクはないとした。しかし、このリスク評価は、1-ブロモプロパンが含まれている、EPA が執行している環境大気への曝露や有害廃棄物についての法律については、対象としていない。

この最終的なリスク評価の公表は、TSCA により求められる科学的評価プロセスの最後のステップであり、1-ブロモプロパンの人への曝露を低減するための EPA の取り組みの指針となる。EPA はこの物質を含む製品のラベル表示、代替品の使用、取り扱う労働者の保護具着用等を推奨している。今後、EPA は見出されたリスクに対処する方法を検討するプロセスを開始する。そして、リスク管理活動に関する提案および意見公募を実施するための期間を最大 1 年間設ける。

EPA による 1-ブロモプロパンの最終リスク評価結果:

原文: https://www.epa.gov/sites/production/files/2020-08/documents/risk_evaluation_for_1-bromopropane_n-propyl_bromide.pdf

その他資料一覧: <https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/final-risk-evaluation-1-bromopropane#documents>

EPA ウェブサイト (1-ブロモプロパンの最終リスク評価について): <https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/final-risk-evaluation-1-bromopropane>

1-2-2. EPA はアンドロゲン受容体を標的とする EDC の一握りのテストに的を絞る

EPA は、ほんの一握りの *in vitro* テストからの情報を使用して化学物質がアンドロゲン受容体 (ARs) をブロックするかどうかを予測するためのコンピュータモデルを開発した。

内分泌かく乱化学物質 (EDCs) は、ホルモンを模倣すること、それらの受容体をブロックすること、またはその合成を妨害すること、によってを含む、様々な作用機序を通じて内分泌系に影響を与える。テストステロンなど、アンドロゲンは、男性の性ステロイドホルモンと見なされることが多いが、女性においても見出される。

環境内の多くの化学物質が潜在的な AR 生物活性に関するデータを欠いているので、スクリーニング方法は多に必要とされる。多数の潜在的な EDCs をテストすることの高いコストと支援上の困難を考えると、EPA は信頼性の高い予測を与えることができるアッセイの最小セットを規定することに取り組んできた。同庁は、エストロゲン受容体 (ERs) と相互作用する化学物質を同定するためのテストバッテリーと計算モデルを既に開発している。その研究は、ER 活性化学物質の試験と評価に対する統合アプローチ (Iata) に関する 2019 年 OECD ケーススタディの基礎となっており、さらなる分析のためにそれらのテストバッテリーを優先させることを意図している。このケーススタディは、*in vitro* アッセイが 4 つと少ない

が、どの化学物質が ERs を活性化できるかを確実に予測できることを示した。これは、AR テストとモデルのための同じ手順に従っていて、エストロゲン受容体のためのものよりも構築し、理解するのが難しい。エストロゲン受容体テストは、ポジティブなアゴニスト応答を探す。化学物質が受容体と相互作用すると、検出可能な信号(シグナル)の増加を引き起こす。しかし、一般的に、ARs を標的とする化学物質はそれらをブロックし、アンタゴニストとして作用する。*in vitro* アッセイは、損失(ロス)を記録できるように、試験化学物質が添加される前に信号増幅(シグナルゲイン)を誘導する必要がある。

EPA は、*in vivo* AR 活性を *in vitro* アッセイに基づいて予測するためのコンピュータモデルを開発するために、代替毒物学的方法評価のための NTP 機関間センター(Niceatm)と OECD と協力した。チームはもともと 11 の AR アッセイのバッテリーを使用してモデルを開発した。それは、今や、AR アンタゴニストモデルは、わずか 5 つのアッセイを使用して構築されることができ、フルバッテリーと比較して 95%以上の精度を得ることができる。

チームは、AR 活性のキーとなる分子および細胞事象に基づいて AR アッセイの独自のサブセットを選択する方法を *Regulatory Toxicology and Pharmacology* 誌で執筆し、研究者のために概説した。それは、*in vitro* データとコンピュータモデルが今、哺乳類の ARs と直接相互作用する化学物質を同定するための *lata* を開発するために、使用されることができると示唆している。それは、*lata* の開発がサブセットモデルの検証、特に評価化学物質と性能特性の選択方法のための要件を定義するのに役立つことを期待している。

1 つの問題は、現在の AR 経路で使用されるアッセイが化学代謝を含んでいないことである。著者はこのために「改良」が必要になるだろう、と示唆している。

7 月、OECD は体内の ARs を活性化またはブロックする EDC の *in vitro* アッセイの試験ガイドラインを更新した。

雑誌論文のアブストラクト:

<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0273230020301902>

OECD の ER 活性化学物質のケーススタディ:

[https://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=ENV/JM/MONO\(2019\)28&docLanguage=en](https://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=ENV/JM/MONO(2019)28&docLanguage=en)

1-3. EU における内分泌かく乱物質の規制動向

1-3-1. ECHA 控訴審委員会、化粧品成分ホモサレート他に動物実験を課す決定

2020 年 8 月 18 日、欧州化学品庁(European Chemicals Agency: ECHA)の控訴審委員会は、化粧品の成分としてのみ使用されている「ホモサレート(Homosalate)」と「サリチル酸 2-エチルヘキシル(2-Ethylhexyl Salicylate)」は、動物実験の免除の対象とならないという決定を採択した。ECHA は、ヒトの健康に関する評価項目の要件として、90 日間の亜慢性毒性試験、出生前発生毒性(Pre-Natal Developmental Toxicity: PNDT)試験、拡張一世代生殖毒性(Extended One-Generation Reproductive Toxicity: EOGRT)試験などの脊椎動物試験を実施することを要求し、また、「サリチル酸 2-エチルヘキシル」については、魚類の性発達試験(fish sexual development test)も実施することを求めた。

・化粧品成分の脊椎動物試験 (ECHA 控訴審委員会 : A-009-2018 および A-010-2018)
ドイツの化学品メーカーである Symrise 社は、「ホモサレートとサリチル酸 2-エチルヘキシルは化粧品の成分としてのみ使用されている化学物質であるため、ヒトの健康の評価項目のための脊椎動物試験を、ECHA が同社に対して要求することはできない」と ECHA 控訴審委員会で主張していた。しかしながら、控訴審委員会はこの主張を退け、REACH 規則では、化粧品の成分としてのみ使用されている化学物質であっても、脊椎動物実験の実施は要求されるものと判断した。REACH 規則においては、化粧品の成分として使用される場合に、登録のための要件が免除されるという規定はない。

・水生毒性に関する情報要求事項(ECHA 控訴審委員会 : A-010-2018)

Symrise 社は、「魚類性発達試験(OECD TG 234)は登録目的において標準的な要件ではないため、ECHA が同社に対して、魚類性発達試験を要求することはできない」と控訴審委員会で主張した。これに対し、控訴審委員会は、魚類性発達試験は標準的な要件でないと判断したが、必要に応じて ECHA は魚類性発達試験を要求する権限を有するものとした。サリチル酸 2-エチルヘキシルは内分泌かく乱物質である可能性があり、ECHA は魚類性発達試験が必要であると判断している。このため、ECHA は 2-エチルヘキシルに関して魚類性発達試験の実施を要求する権利を有することになった。

ECHA 控訴審委員会の決定 ホモサレート 2020 年 8 月 18 日 (A-009-2018):

https://echa.europa.eu/documents/10162/2223010712/a-009-2018_decision_en.pdf/237e31c9-2801-c160-7e5b-7ce81a3b7f17

ECHA 控訴審委員会の決定 サリチル酸 2-エチルヘキシル 2020 年 8 月 18 日 (A-010-2018):

https://echa.europa.eu/documents/10162/23010712/a-010-2018_decision_en.pdf/46612b84-29af-29ea-9192-b2506f33c8ce

1-3-2. フランスは、ゴム製子供向け製品の FCM ルールを更新する

フランスは、乳幼児向けに設計されたゴム製食品接触材料(FCM)に関する規制を更新した。その命令は 8 月 11 日に公表され、2021 年 7 月 1 日に発効し、1994 年からのフランスの法律が廃止される。いくつかの重要な変更の中で、法律の条文は、幼い子供のためのゴム製 FCM とダミーで使用するために承認された物質のリストだけでなく、それらに適用される制限と仕様を更新する。

特定の移行限度 (SMLs) は以下を含む:

- ・バリウムに対して、キログラムあたり 1.2 ミリグラム (mg/kg);
- ・銅に対して、4mg/ kg;
- ・アルミニウムに対して、1mg /kg;
- ・ホルムアルデヒドに対して 3 mg/kg;
- ・亜鉛に対して 5mg/kg。

また、命令は、食品に移行できるすべての物質の合計に対して、特に指定がない限り 1 平方デシメートル当たり 10 ミリグラム(mg/dm²)の総移行限度(OML)、および食品接触コンプライアンス宣言のモデル(材料が関連する要件に準拠していることを示す輸入者からの書面による証拠)を設定する。

その他の変更は、着色剤および顔料の純度基準の追加、揮発性有機化合物を測定する方法、および特定および全体的な移行を測定するための試験条件を含む。

既存の FCM 規則に従って製品を製造する企業は、2021 年 7 月 1 日までに市場に投入された場合、在庫がなくなるまで販売を続けることができる。

命令の附属書 VIII は、企業が 2025 年 7 月 1 日までに経済省に承認要求を提出した場合に使用し続けることができる化学物質をリストする。要求がなければ、在庫がなくなるまでこれらの成分を含む製品を販売し続けることもできる。

潜在的に認可された物質のリストは、レゾルシノールを含むレゾルシン-ホルムアルデヒド樹脂を含んでいる。フランスは、内分泌かく乱特性について 2020 年春にレゾルシノールを高懸念物質(SVHC)として識別することを提案した。

6 月、ECHA の加盟国委員会は、識別に関する合意に達せず、NGO を失望させた。REACH 委員会の決定は秋に行われる予定である。

Chemical Watch 誌の記事:

<https://chemicalwatch.com/148327/france-updates-fcm-rules-for-rubber-childrens-products>

命令(フランス語):

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000042225149&fastPos=50&astReqlid=1225225469&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>

1-4. EU における内分泌かく乱物質の安全性動向

1-4-1. Efsa は、EDC を識別するための AOPs に関する研究提案を求める

欧州食品安全機関(Efsa)は、内分泌かく乱物質(EDC)の特定に関連する有害転帰経路(AOP)の開発

に関して、最大€100,000 相当の研究プロジェクトの提案の募集を開始した。AOP は、有害物質への暴露後に生物に毒性影響を生み出すために必要な分子および細胞事象のシーケンスを提供するモデルである。科学者は、非動物試験法の開発に AOPs を使用することができる。8 月 6 日に Efsa のウェブサイトに掲載された通知では、当局は、提案の焦点は、癌の一種である子宮腺癌につながる内分泌かく乱であるべきであると述べている。プロジェクトは次の目標を目指す必要がある：

- ・Efsa が提供する検索戦略と適格性基準に基づいて、科学文献のデータベースで公開されている証拠を取得し、関連性をスクリーニングする；
- ・Efsa と共同で、開発されたモデルに基づいて関連データを抽出する；
- ・Efsa によって定義された「重要な評価ツール」を使用して関連性のために含まれる研究の内部妥当性を評価する；そして
- ・げっ歯類の子宮腺癌に関するエビデンスに基づく AOPs を開発する。

応札提案検討のためのプロジェクトは 9 月に始まると予想されている。応募締め切りは 9 月 14 日である。

Efsa の提案募集：<http://www.efsa.europa.eu/en/consultations/call/development-adverse-outcome-pathways-relevant-identification>

1-5. 頻出略語一覧

1-5-1. 米国

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ACC	American Chemistry Council	米国化学工業協会	業界団体
ACS	American Chemical Society	米国化学会	業界団体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター	政府機関
CPSC	Consumer Product Safety Commission	消費者製品安全委員会	政府機関
DHHS	Department Health and Human Services	保健社会福祉省	政府機関
EDF	Environmental Defense Fund	環境防衛基金	環境団体
EDSP	Endocrine Disruptor Screening Program	内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム	政策
EPA	Environmental Protection Agency	環境保護庁	政府機関
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品局	政府機関
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	政策
NIH	National Institutes of Health	国立衛生研究所	政府機関
NIOSH	National Institute for Occupational Safety and Health	国立労働安全衛生研究所	政府機関
NIST	National Institute of Standards and Technology	国立標準技術局	政府機関
NNI	National Nanotechnology Initiative	国家ナノテク・イニシアティブ	政策
NRDC	Natural Resources Defense Council	天然資源防衛協議会	環境団体
NSF	National Science Foundation	国立科学財団	政府機関
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局	政府機関
OPPT	Office of Pollution Prevention and Toxics	汚染防止有害物質局(EPA)	政府機関
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局	政府機関
RCC	Canada-United States Regulatory Cooperation Council	米加規制協力会議	政府機関
SNUR	Significant New Use Rules	重要新規利用規則	政策
SOCMA	Society of Chemical Manufacturers and Affiliates	化学品製造者・関連業者協会 (前・合成有機化学品製造者協会)	業界団体
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法	政策

1-5-2. EU

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ANSES	Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail	フランス食品環境労働衛生安全庁	政府機関
BAuA	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	ドイツ連邦労働安全衛生研究所	政府機関
BfR	Bundesinstitut für Risikobewertung	ドイツ連邦リスク評価研究所	政府機関
Cefic	European Chemicals Industry Council	欧州化学工業連盟	業界団体
Danish EPA (DEPA)	Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen	デンマーク環境保護庁	政府機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
Defra	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境・食料・農村地域省	政府機関
DG SANCO	Health & Consumer Protection Directorate-Genera	健康消費者保護総局	EU
ECHA	European Chemicals Agency	欧州化学品庁	EU
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関	EU
ENVI	Committee on the Environment, Public Health and Food Safety	環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう)	欧州議会委員会
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生庁	政府機関
JRC	Joint Research Centre	共同研究センター	EU
MEEM	Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer	フランス、環境・エネルギー・海洋省	政府機関
NIA	Nanotechnology Industries Association	ナノテク工業協会	業界団体
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則	政策
RIVM	Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu	オランダ国立公衆衛生環境研究所	政府機関
RoHS	Restriction of Hazardous Substances Directive	電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令	政策
SCCS	Scientific Committee on Consumer Safety	消費者安全科学委員会	EU
SCENIHR	Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks	新興及び新たに特定された健康リスクに関する科学委員会	EU
SCHER	Scientific Committee on Health and Environmental Risks	保健環境リスク科学委員会	EU
SCoPAFF	Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed	植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会	政府機関
UBA	Umweltbundesamt:	ドイツ連邦環境庁	政府機関

1-5-3. その他諸国・国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
APVMA	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	オーストラリア農薬・動物医薬品局	政府機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	国際機関
FoE	Friends of the Earth	フレンズ・オブ・アース	環境団体
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	化学品の分類および表示に関する世界調和システム	政策
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関	国際機関
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会	業界団体
ISO	International Organization for Standardization	国際標準機構	国際機関
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ	政策
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画	国際機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関	国際機関
WNT	Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme	テストガイドライン・プログラムのナショナル・コーディネーター作業部会	国際機関
WPMN	Working Party on Manufactured Nanomaterials	工業ナノ材料作業部会 (OECD)	国際機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research	国連訓練調査研究所	国際機関